

特定非営利活動法人富山国際社会団体定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人富山国際社会団体という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山県高岡市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、文化背景が異なる地域住民間のコミュニケーションが必ずしも円滑になされていない現状を改善すべく、日本籍、外国籍を問わず、富山県内の地域住民が、安全を守る活動、日本語や生活情報の理解促進の活動、交流活動や相互理解を進める活動を行うことで、相互理解を促進し、もって地域住民が安心、安全に住めるとともに、活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域の安全に寄与する活動
- (2) 災害に備える活動
- (3) 日本語教育と基礎的生活・事業情報の共有
- (4) 異文化交流
- (5) 青少年のエンパワーメント
- (6) 職業能力向上支援

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」とい

う。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し表決権を有する個人又は団体
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会し表決権を有しない個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。
- 3 理事長は、正会員の申込みについては、正当な理由がない限り、入会を認めるものとし、入会を認めない場合は、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
 - (2) 会費を1年以上納入せず、理事会において納入の意思がないものと判断したとき
 - (3) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別、定数及び選任)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以下
- (2) 監事 1人以上2名以下
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名以上2名以下
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

- 第14条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、その任期を、任期の末日後最初の総会が終結するまで伸長する。
 - 3 補欠又は増員によって選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき

- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 正会員以外の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第5項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。ただし前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第26条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、もしくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は第24条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数（書面若しくは電磁的方法による表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名又は記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことによ

り、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行ったものの氏名

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法によって開催の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第5号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。

(表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により評決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の規定の適用については、その理事は理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数
 - (3) 出席した理事の数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者については、その旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において選任された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名又は記名、押印しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第38条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第39条 この法人の経費は、資産を持って支弁する。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第43条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(暫定予算)

第45条 第40条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第46条 理事長は、毎事業年度終了後、速やかに、事業報告書、活動計算書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときには、次事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第47条 この法人が、資金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。ただし、その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金の場合はこの限りではない。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第50条 主たる事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収支に関する書類及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事項を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散する時は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産

は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 雑則

(公告)

第55条 この法人の公告は、主たる事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(委任)

第56条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員

会費 年額 10,000円

(2) 準会員

会費 年額 2,000円

(3) 賛助会員

会費 月額 (1口) 5,000円 (1口以上)

3 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、令和7年12月31日までとする。

(1) 理事長 ALI MUHAMMAD (アリ モハマド)

(2) 副理事長 MAHMOOD ZAHID (メヘムッド ザヒド)

(3) 理事 BEHLUM NAWAB ALI (ベーラム ナワブ アリ)

(4) 理事 HAFEEZ NASIR (ハフィズ ナセル)

(5) 理事 RAUF ARIF (ラウフ アリフ)

(6) 理事 太田正博

(7) 監事 宇野津友久

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和6年12月31日ま

でとする。

役員名簿

特定非営利活動法人富山国際社会団体

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	ALI MUHAMMAD		無
副理事長	MAHMOOD ZAHID		無
理事	BEHLUM NAWAB ALI		無
理事	HAFEEZ NASIR		無
理事	RAUF ARIF		無
理事	太田正博		無
監事	宇野津友久		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

一定の地域に言語、習慣、文化、宗教、価値観が異なる人々が住めば、誤解や無理解からトラブルが起きるのは避けられません。そのため、外国人が日本社会に住むのであれば「郷に入りては郷に従え」とばかり、日本人と同じようにふるまうことを要求する意見が出てきます。生活上のルールや交通安全のための規則等日本社会の慣行は、日本人同様外国人にも守ってもらわなければならないものの、宗教や中核となる価値観までも日本人と同じことを要求すると、外国人の民族性、歴史性を理解せず尊厳性を顧みない行為とみられても仕方がありません。

一方、同じ地域に住む外国人と話し合い、決まり事を作ると多大な労力が必要だとしてそれを避けると、行政やボランティアに対応を押し付けてしまい、外国人と日本人とのコミュニケーションは必要最小限となります。人間としての情的な交流や相互啓発や成長の機会が失われ、それはもったいなくさみしいことです。相手に関心を寄せ、よく分からないことでも良く聴いて質問して交流すれば、新鮮な驚きが得られ楽しく住みやすい地域になるはずです。

外国人が日本に住むようになった経緯はさまざまです。留学や就労のため単身来日したり、結婚による配偶者の立場で来る人は自分の意志で来日します。一方、幼少期に親に連れられて来日した子供は学校で日本語が話せるようになりますが、親が母国語しか話せないと、親に相談事を話せなくなってしまいます。フルタイムで働ける在留資格がいつまでも得られず、法的に安定した資格がなく自分の将来を描けない子どももいます。それぞれの立場や状況によって抱える困難は異なりますが、これら外国人が抱える問題に関心を寄せる日本人と外国人がコミュニケーションを継続しアイデア交換を重ねていけば、外国から先駆けて来日した親世代同様、活路は開かれていきます。そのような異文化の交流の中で、引きこもりやいじめ等で苦しむ日本人の家庭にとっても解決の糸口が見えてくるかもしれません。そのために法人を設立し、活動を継続し知恵と経験が集積していけば、困難の壁は小さく、また低くなるはずです。

異なるものの出会いによって新しいものが生まれ、そこに住む者たちが豊かに幸福に生活する国際社会の構築を、富山に住む者たちで行うことを願い、特定非営利活動法人富山国際社会団体を設立することとなりました。安全を守るためのワークショップ等の開催、地震等の災害に備え準備する活動、日本語学習の機会や生活情報・行政情報・事業関連情報の理解促進の機会の提供、青少年による夢や将来を発表したり語り合う場を設ける活動、さらにはバーベキューや異文化の紹介を通して相互理解を進めるための催し物等を展開し、外国人も地域の大切な一員として日本人と共に良き地域、良きふるさとを創っていきます。

2 申請に至るまでの経緯

令和5年5月より、富山県内在住の外国人、及び外国人支援事業に関心のある専門家等に呼びかけて6月5日に設立準備委員会を設立し準備を進め、令和6年3月17日に設立総会を開催した。

令和5年	6月	5日	第1回設立準備会
〃	6月	14日	第2回設立準備会
〃	6月	23日	第3回設立準備会
〃	9月	2日	第4回設立準備会
〃	9月	9日	第5回設立準備会
〃	9月	23日	第6回設立準備会
〃	12月	11日	第7回設立準備会
令和6年	3月	17日	特定非営利活動法人富山国際社会団体設立総会

令和6年3月17日

特定非営利活動法人富山国際社会団体
設立代表者

氏名 太田正博

令和6年度事業計画書

法人設立の日から 令和6年12月31日まで

特定非営利活動法人富山国際社会団体

1 事業実施の方針

異なる背景を持つ者たちが一定の地域に住むと、誤解や無理解から問題が発生することがあります。それで、富山に住む者たちが、豊かに幸福に生活する国際社会の構築を願い、特定非営利活動法人富山国際社会団体を設立し、安全を守る活動、日本語や生活情報の理解促進の活動、交流活動や相互理解を進める活動を行っていきます。

その際に、活動を推進する者たちが、自分たちの活動が地域にどのように見られ、どのように受け入れられるかを考える視点が必要と思います。そのことが結果的に地域コミュニティづくり・まちづくりにつながっていきます。

また、地域に住む青少年が、その活動を通じて希望を感じ、積極的に関わっていくことを欲する活動でなければなりません。青少年が、その活動を通じて自分が成長していることを実感し、自分が地域に貢献している姿を思い描くことができるならば、それはひとり青少年だけの喜びではなく、地域に住む大人全体の喜びでもあります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	(A) 当該事業の実施 予定日時 (B) 当該事業の実施 予定場所 (C) 従事者の予定人 数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額 (円)
① 地域の安全 に寄与する 活動	地域の安全のためのワークショップを行ったり、市町村や他の公益団体等が主宰する地域パトロール活動に人材を派遣する。	・本事業年度は実施予定なし	—	—
② 災害に備える活動	災害関連情報の入手方法を理解し、災害発生時の行動を話し合い、事前に周知する	(A) 年1回 (B) 県内 (C) 8人	(D) 災害発生に不安を持つ住民 (E) 20人	100,000
③ 日本語教育と基礎的 生活・事業情報の共有	日本語教師、公務員、事業関連の専門家を招き、生活や事業をするうえで基礎的な情報を学ぶ	(A) 年1回 (B) 県内 (C) 8人	(D) 生活や事業上の困難を持つ住民 (E) 20人	100,000

④ 異文化交流	異文化理解のためのバーベキューや、講演会、意見交換会等を開催する	(A)年1回 (B)県内 (C)8人	(D)異文化理解に関心がある住民 (E)20人	100,000
⑤ 青少年のエンパワーメント	国籍を超え、青少年が夢や将来を発表したり語り合う場を設ける。	・本事業年度は実施予定なし	—	—
⑥ 職業能力向上支援	職業能力の向上や自己管理能力向上のためのアイデア交換会を行う。	(A)年1回 (B)県内 (C)8人	(D)職業能力向上や自己管理に関心がある住民 (E)20人	100,000

令和7年度事業計画書

令和7年1月1日から 令和7年12月31日まで

特定非営利活動法人 富山国際社会団体

1 事業実施の方針

異なる背景を持つ者たちが一定の地域に住むと、誤解や無理解から問題が発生することがあります。それで、富山に住む者たちが、豊かに幸福に生活する国際社会の構築を願い、特定非営利活動法人富山国際社会団体を設立し、安全を守る活動、日本語や生活情報の理解促進の活動、交流活動や相互理解を進める活動を行っていきます。

その際に、活動を推進する者たちが、自分たちの活動が地域にどのように見られ、どのように受け入れられるかを考える視点が必要と思います。そのことが結果的に地域コミュニティづくり・まちづくりにつながっていきます。

また、地域に住む青少年が、その活動を通じて希望を感じ、積極的に関わっていくことを欲する活動でなければなりません。青少年が、その活動を通じて自分が成長していることを実感し、自分が地域に貢献している姿を思い描くことができるならば、それはひとり青少年だけの喜びではなく、地域に住む大人全体の喜びでもあります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	(A)当該事業の実施 予定日時 (B)当該事業の実施 予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (円)
① 地域の安全 に寄与する 活動	地域の安全のためのワークショップを行ったり、市町村や他の公益団体等が主宰する地域パトロール活動に人材を派遣する。	(A)年1回 (B)県内 (C)8人	(D)地域の安全に関心を持つ住民 (E)20人	100,000
② 災害に備える活動	災害関連情報の入手方法を理解し、災害発生時の行動を話し合い、事前に周知する	・本事業年度は実施予定なし	—	—
③ 日本語教育と基礎的 生活・事業情報の共有	日本語教師、公務員、事業関連の専門家を招き、生活や事業をするうえで基礎的な情報を学ぶ	(A)年1回 (B)県内 (C)8人	(D)生活や事業場の困難を持つ住民 (E)20人	100,000

④ 異文化交流	異文化理解のためのバーベキューや、講演会、意見交換会等を開催する	(A)年1回 (B)県内 (C)8人	(D)異文化理解に関心がある住民 (E)20人	100,000
⑤ 青少年のエンパワーメント	国籍を超え、青少年が夢や将来を発表したり語り合う場を設ける。	(A)年1回 (B)県内 (C)8人	(D)青少年のエンパワーメントに関心がある住民 (E)20人	100,000
⑥ 職業能力向上支援	職業能力の向上や自己管理能力向上のためのアイデア交換会を行う。	・本事業年度は実施予定なし	—	—

設立当初の事業年度活動予算書
 法人成立の日から 令和6年 12月 31日まで

特定非営利活動法人富山国際社会団体
 (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	500,000		
準会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	840,000		
		1440000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	100000		
施設等受入評価益			
		100000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
		0	
4. 事業収益			
職業能力向上支援事業収益			
		0	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
		0	
経常収益計			1540000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	120,000		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	120000		
(2) その他経費			
会議費	220,000		
旅費交通費	60,000		
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	280000		
事業費計		400000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	960,000		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	960000		
(2) その他経費			
会議費	120,000		
旅費交通費	30,000		
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	150000		
管理費計		1110000	
経常費用計			1510000
当期経常増減額			30000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
			0
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
			0
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			30000
設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額			30000

令和7年度 活動予算書

令和7年 1月 1日から 令和 7年 12月 31日まで

特定非営利活動法人富山国際社会団体
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	500,000		
準会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	840,000		
		1440000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	100,000		
施設等受入評価益		100000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金		0	
4. 事業収益			
職業能力向上支援事業収益		0	
5. その他収益			
受取利息		0	
雑収益		0	
経常収益計			1540000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	120,000		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	120000		
(2) その他経費			
会議費	220,000		
旅費交通費	60,000		
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	280000		
事業費計		400000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	960,000		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	960000		
(2) その他経費			
会議費	120,000		
旅費交通費	30,000		
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	150000		
管理費計		1110000	
経常費用計			1510000
当期経常増減額			30000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			30000
前期繰越正味財産額			30000
次期繰越正味財産額			60000